

令和3年第3回八雲町議会定例会会議録（第3号）

令和3年9月15日

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 認定第1号から認定第9号まで
令和2年度各会計歳入歳出決算認定に係る各案
(決算特別委員会委員長報告)
- 日程第 3 議案第1号 八雲町個人情報保護条例及び八雲町手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第2号 八雲町副町長定数条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第6号 八雲町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について
- 日程第 6 議案第3号 八雲町過疎地域持続的発展のための固定資産税の課税免除に関する条例
- 日程第 7 議案第4号 八雲町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第5号 八雲町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第9号 令和3年度八雲町病院事業会計補正予算（第3号）
- 日程第10 報告第1号 株式会社青年舎の経営状況の報告について
- 日程第11 報告第2号 株式会社木蓮の経営状況の報告について
- 日程第12 報告第3号 令和2年度八雲町病院事業会計継続費の清算について
- 日程第13 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第14 役場庁舎等整備調査特別委員会報告書
- 日程第15 総務経済常任委員会所管事務調査報告書
文教厚生常任委員会所管事務調査報告書
- 日程第16 発委第1号 豪雪地帯対策特別措置法の改正等に関する意見書
- 日程第17 発委第2号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書
- 日程第18 発委第3号 国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書
- 日程第19 発議第1号 加齢性難聴への補聴器購入のための国の助成を求める意見書
- 日程第20 発議第2号 出産育児一時金の増額を求める意見書
- 日程第21 発議第3号 土地利用規制法を施行することなく、更なる検討を求める意見書
- 日程第22 発議第4号 選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論を求める意見書

- 日程第 2 3 発議第 5 号 沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう求める意見書
- 日程第 2 4 発議第 6 号 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入中止を求める意見書
- 日程第 2 5 発議第 7 号 大学生等への給付奨学金制度の拡充を求める意見書
- 日程第 2 6 発議第 8 号 コロナ禍における農畜産物の消費拡大及び高温・干ばつによる農作物被害対策を求める意見書
- 日程第 2 7 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出について

○出席議員（13名）

- | | | | | |
|-----|--------|--------|-------|-------|
| 2番 | 関口正博君 | 3番 | 佐藤智子君 | |
| 4番 | 横田喜世志君 | 5番 | 斎藤實君 | |
| 6番 | 大久保建一君 | 7番 | 赤井睦美君 | |
| 9番 | 三澤公雄君 | 11番 | 牧野仁君 | |
| 12番 | 安藤辰行君 | 13番 | 宮本雅晴君 | |
| 14番 | 千葉隆君 | 副議長 | 15番 | 黒島竹満君 |
| 議長 | 16番 | 能登谷正人君 | | |

○欠席議員（1名）

- 10番 田中裕君

○欠員（2名）

○出席説明員

町 長	岩 村 克 詔 君	副 町 長	吉 田 邦 夫 君
副 町 長	萬 谷 俊 美 君	総 務 課 長	三 澤 聡 君
総 務 課 参 事	岡 島 広 幸 君	併 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	
新 幹 線 推 進 室 長	阿 部 雄 一 君	政 策 推 進 課 長	竹 内 友 身 君
会 計 管 理 者		財 務 課 長	川 崎 芳 則 君
兼 会 計 課 長	馬 着 修 一 君	住 民 生 活 課 長	川 口 拓 也 君
保 健 福 祉 課 長	戸 田 淳 君	農 林 課 長	加 藤 貴 久 君
農 林 課 参 事	荻 本 正 君	併 農 業 委 員 会 事 務 局 長	
商 工 観 光 労 政 課 長	藤 牧 直 人 君	水 産 課 長	伊 藤 修 君
建 設 課 参 事	藤 田 好 彦 君	建 設 課 長	鈴 木 敏 秋 君
環 境 水 道 課 参 事	佐 藤 英 彦 君	環 境 水 道 課 長	田 村 春 夫 君
公 園 緑 地 推 進 室 長	佐 藤 尚 君	落 部 支 所 長	佐 藤 尚 君
学 校 教 育 課 長	石 坂 浩 太 郎 君	教 育 長	土 井 寿 彦 君
社 会 教 育 課 長		学 校 教 育 課 参 事	齊 藤 精 克 君
兼 図 書 館 長		体 育 課 長	三 坂 亮 司 君
郷 土 資 料 館 長	佐 藤 真 理 子 君	農 業 委 員 会 会 長	小 林 石 男 君
町 史 編 さん 室 長		監 査 委 員	千 田 健 悦 君
学 校 給 食 セ ン タ ー 長	金 浜 ゆ かり 君	総 合 病 院 庶 務 課 長	竹 内 伸 大 君
選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	外 崎 正 廣 君	総 合 病 院 地 域 医 療 連 携 課 長	長 谷 川 信 義 君
総 合 病 院 事 務 長	成 田 耕 治 君	消 防 長	大 湊 聡 君
総 合 病 院 医 事 課 長	石 黒 陽 子 君	八 雲 消 防 署 庶 務 課 長	堤 口 信 君
総 合 病 院 地 域 連 携 医 療 連 携 課 参 事	加 藤 孝 子 君	八 雲 消 防 署 警 防 救 急 課 長	大 清 水 良 浩 君
八 雲 消 防 署 長	高 橋 朗 君		
八 雲 消 防 署 予 防 課 長	今 村 幸 一 君		

【熊石総合支所・熊石教育事務所・熊石消防署・熊石国保病院】

地 域 振 興 課 長	野 口 義 人 君	住 民 サ ー ビ ス 課 長	北 川 正 敏 君
兼 熊 石 教 育 事 務 所 長		熊 石 消 防 署 長	荒 谷 佳 弘 君
産 業 課 長	吉 田 一 久 君		
海 洋 深 層 水 推 進 室 長	福 原 光 一 君		
熊 石 国 保 病 院 事 務 長			

○出席事務局職員

事 務 局 長	井 口 貴 光 君	併 議 会 事 務 局 次 長	成 田 真 介 君
併 監 査 委 員 事 務 局 長		監 査 委 員 事 務 局 次 長	
庶 務 係 長	松 田 力 君		
併 監 査 委 員 事 務 局 監 査 係			

[開議 午前10時00分]

◎ 開議宣告

○議長（能登谷正人君） ただいまの出席議員は13名です。

よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議事日程に入る前に、三澤公雄君から、9月9日の一般質問における発言について、会議規則第62条の規定により、発言取り消し申出書が提出されております。発言取り消し申出書は、お手元に配付のとおりであります。

お諮りいたします。三澤公雄君からの申出のとおり、これを許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、三澤公雄君からの発言取り消しの申出を、許可することに決定いたしました。

◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（能登谷正人君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、大久保建一君と千葉隆君を指名いたします。

◎ 諸般の報告

○議長（能登谷正人君） これより、局長に諸般の報告をさせます。

○議会事務局長（三澤 聡君） ご報告いたします。

本日の会議に、決算特別委員会に付託をした令和2年度各会計歳入歳出決算認定に係る審査報告書が提出されております。

次に、町長より報告1件が追加提出されており、そのほか、役場庁舎等整備調査特別委員会報告書、各常任委員会所管事務調査報告書、総務経済常任委員会より意見書案3件及び議員発議による意見書案8件が提出されております。

また、議案書の一部に誤りがありましたので、机上配付の正誤表のとおり、訂正をお願いいたします。

本日の会議に、田中裕議員、欠席する旨の届け出がございます。

以上でございます。

◎ 日程第2 認定第1号から認定第9号

○議長（能登谷正人君） 日程第2、認定第1号から認定第9号まで、令和2年度各会計歳入歳出決算認定にかかる各案を、一括議題といたします。

本件は、かねて審査を付託しておりました、決算特別委員会からの報告書を受けて、議題とするものであります。報告書は、お手元に配付のとおりであります。

決算特別委員会委員長より、発言を求められておりますので、これを許します。

○決算特別委員会委員長（佐藤智子君） 議長、佐藤。

○議長（能登谷正人君） 佐藤委員長。

○決算特別委員会委員長（佐藤智子君） 決算特別委員会委員長として、補足説明をいたします。

さる9月10日の本会議で付託がありました認定第1号、令和2年度八雲町一般会計歳入歳出決算認定をはじめ、認定第9号までの各特別会計及び公営企業会計決算認定の審査にあたるため、9月10日、13日、14日の3日間にわたり、委員会を開催いたしました。

議長及び議会選出の監査委員を除く全議員で構成する委員会でありますので、その審査の経過につきましては、省略をいたしますが、精力的に審査に取り組み、採決を行った結果、各会計決算につきましては、いずれも認定すべきものと決定いたしました。

町理事者におかれましては、審査を通じて委員各位から述べられました質疑、意見等について、十分にその真意をくみ取られ、今後の行政執行にあたって反映していただくよう、強く望むものであります。

令和2年度の決算をみますと、町理事者及び職員各位の努力により、財政の健全化判断比率は、適正值内を維持しております。

しかしながら、今後の町税や地方交付税の減少を考えると、決して楽観視できる財政状況ではなく、新型コロナウイルス感染症の地域経済への影響を考慮すると、厳しい財政状況に変わりはありません。

今後とも緊張感を持って、将来を見据えた、健全で持続可能な財政運営に向けて、一層の努力を、切に望むものであります。

なお、本委員会において、意見調整の結果、町理事者に伝えるべきであるとの意見で一致しました事項について、申し添えます。

町債の償還についてであります。監査委員の審査意見書にもあったとおり、経常収支比率は年々上昇し、今回、将来負担比率が発生している状況であります。他自治体と比較すると、数値的には高くはないにしても、人口減少による町税や地方交付税の減少は、今後において想定されるところであります。令和2年度は、償還額より借入額が上回っていることから、結果として町債が増加しており、今後の町債の償還が一定時期に集中するという懸念があります。持続可能な町財政運営のためにも、また、将来世代に必要以上の負担を残さないためにも、今後の事業の実施にあたっては、財政収支見通しを勘案しつつ、計画的な事業の実施に向けて、総合計画及び実施計画に盛り込み、事業を進めていただきたい。

以上が、特に伝えるべき内容であります。

監査委員におかれましては、例月出納検査、定期監査及び決算審査などに対して、ご尽力いただきましたことに、深く感謝申し上げます。

最後に、連日にわたり熱心に審査にあられました委員各位、町理事者及び職員各位に対し、深く敬意と感謝を申し上げ、委員長の補足説明といたします。

○議長（能登谷正人君） 委員長報告に対する質疑は、議長及び監査委員である議員を除く全議員が決算特別委員であることから、これを省略いたします。

委員長の報告は、いずれも原案のとおり認定すべきものであります。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。認定第1号から第9号までに対する委員長報告は、いずれも認定すべきものであります。認定第1号から認定第9号までについて、委員長報告のとおり、認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定第9号まで、いずれも委員長報告のとおり、認定することに決定いたしました。

◎ 日程第3 議案第1号

○議長（能登谷正人君） 日程第3、議案第1号 八雲町個人情報保護条例及び八雲町手数料徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。提出者の説明を求めます。

○総務課長（竹内友身君） 議長、総務課長。

○議長（能登谷正人君） 総務課長。

○総務課長（竹内友身君） それでは議案第1号、八雲町個人情報保護条例及び八雲町手数料徴収条例の一部を改正する条例について、説明させていただきます。

議案書1ページをお開き願います。

この度の改正は、デジタル庁設置法、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の一部が改正されたことから、八雲町個人情報保護条例で引用している文言及び条項を改めるほか、地方公共団体情報システム機構が、個人番号カードを発行する主体として明確化されたことに伴い、八雲町手数料徴収条例で規定している個人番号カードの再交付に係る手数料を廃止しようとするものでございます。

第1条の八雲町個人情報保護条例の一部改正については、情報提供等記録の訂正をした場合の通知先が、総務大臣から内閣総理大臣となったことから、同様の改正を図るほか、番号法第19条に特定個人情報を提供できる場合として、新たに第4号が追加されたことに伴い、引用している条項を1号ずつ繰り下げるものでございます。

議案書2ページをお願いいたします。

第2条の八雲町手数料徴収条例の一部改正については、地方公共団体情報システム機構が、個人番号カードを発行する主体として明確化されたことより、再交付手数料を徴収する主体が、市町村から地方公共団体情報システム機構となったため、条例別表中、第32項に規定している個人番号カードの再交付に係る手数料を削り、以下の項を繰り上げるもの

でございます。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上、議案第1号の説明とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

○3番（佐藤智子君） 議長、佐藤。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○3番（佐藤智子君） これは、八雲町個人情報保護条例及び八雲町手数料徴収条例の一部を改正する条例ということで、ちょっと疑問はありますけれども、個人番号カードの再交付に係る手数料が無料になるということは、よろしいのではないかと考えておりますが、デジタル庁設置法というのは、疑問に思っていたわけでありまして、この総務大臣に今までは必要があると認めるときは、情報を出していたということですが、これが内閣総理大臣に今度変わったということで、私は内閣総理大臣の考え方によって、個人情報がかさされるのではないかという危惧を持っておりますが、行政側はどのようなご見解をお持ちでしょうか。

○総務課長（竹内友身君） 議長、総務課長。

○議長（能登谷正人君） 総務課長。

○総務課長（竹内友身君） まずは、今回、総務大臣から内閣総理大臣に変更になったという理由ですけれども、このデジタル庁の設置法ということが、法律が作られてですね、デジタル庁が設置されたということで、このデジタル庁というのはですね、内閣直属の組織ということで規定されてございます。基本方針策定ですとか、企画立案など、国の情報システムの統括管理を行うというのがこのデジタル庁でありまして、このデジタル庁の長というのが内閣総理大臣ということで、法律で定められておりますので、それに則って改正するという内容でございます。

○3番（佐藤智子君） 議長、佐藤。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○3番（佐藤智子君） デジタルに関する項目が進められるという、良い面もあると思いますけれども、内閣総理大臣の考え方によって、この個人情報の提出の仕方が変わってくるというふうに言われています。個人の名前が分からなければ、不特定多数の企業等にも提供できるというふうに言われていますが、そのことに関しては、どのようにお考えになりますか。危険だと思いませんか。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 佐藤議員ですね、これはあくまでもですね、法律で決まったものでありますので、八雲町としては法律を遵守してですね、行うということになっていきますので、今の話ですと、やはり町議会ではなくて、別の場所ということで私は想定しますので、それに対して我々が答弁するものでありませんので、ただ、あくまでもですね、国で決まったことは八雲町としては、しっかりと法令を遵守して行うということで、ご理解をいた

だきたいと思います。

○住民生活課長（加藤貴久君） 議長、住民生活課長。

○議長（能登谷正人君） 住民生活課長。

○住民生活課長（加藤貴久君） 先ほどの手数料の部分で、無料というご発言がありましたけれども、その部分につきましては、公共団体情報システム機構が徴収主体となりますが、発行窓口は役場でございますので、そこから委託を受けて役場の窓口で町が集めますけれども、そちらのほうに引き継ぐというかたちになりますので、徴収主体が町でなくなるということで、無料ということではありませんので、ご理解をお願いいたします

○3番（佐藤智子君） 議長、佐藤。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○3番（佐藤智子君） 手数料については理解しました。答弁入りませんが、このデジタル庁設置法によって、八雲町の個人情報保護が後退しないように注意していただきたいと思います。以上です。

○議長（能登谷正人君） 他にございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第4 議案第2号

○議長（能登谷正人君） 日程第4、議案第2号 八雲町副町長定数条例の一部を改正する条例を議題といたします。提出者の説明を求めます。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 議案第2号、八雲町副町長定数条例の一部を改正する条例について、説明させていただきます。

議案書3ページをお開き願います。

この度の改正は、地方自治法第161条第2項の規定により、条例で定めることとなっている副町長の定数につきまして、現行の2名から1名にしようとするものであります。

平成17年10月の合併後から副町長2人体制で町政運営を行って参りましたが、合併当時の人口約2万人から、令和3年8月末時点では約1万5,000人と、合併後約16年間で

5,000人ほど減少しており、今後も減少傾向が続いていくことが想定されることや、他の同規模自治体と比較いたしますと、多くの自治体が1人体制で行政運営を行っていることから、今後の体制の在り方を熟慮した結果、副町長1人の体制で町政を運営できるものと判断し、次の選任時から、現行の2人体制を1名体制にしようとするものであります。

附則として、この条例は、令和3年11月17日から施行するものであります。

以上、議案第2号の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第5 議案第6号

○議長（能登谷正人君） 日程第5、議案第6号 八雲町過疎地域持続的発展市町村計画の策定についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。

○政策推進課長（川口拓也君） 議長、政策推進課長。

○議長（能登谷正人君） 政策推進課長。

○政策推進課長（川口拓也君） 議案第6号、八雲町過疎地域持続的発展市町村計画の策定についてご説明いたします。

議案書21ページでございます。

本件は、国の新たな過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、いわゆる過疎法が、本年4月1日に施行されたことから、同法第8条第1項の規定に基づく、過疎地域持続的発展市町村計画を定めるため、あらかじめ北海道と協議し、同意を得たため、議会の議決を求めようとするものでございます。

議員皆様には、議案書とともに、別冊の八雲町過疎地域持続的発展市町村計画を事前配布させていただいておりますが、計画書は相当なボリュームがございますので、提案説明は、概要説明書の別紙1の内容に沿って行わせていただきますので、お手数でございますが、概要説明書3ページをお開き願います。

はじめに、1の計画策定の趣旨でございます。ご承知のとおり、これまでも当町では過疎法に基づく市町村計画を策定し、過疎地域に対する国からの財政優遇措置を受けながら、地域振興策を図ってきたところでございますが、これまであった過疎地域自立促進特別措

置法が、令和3年3月31日をもって法期限を迎え、これに接続して、新たな過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が、4月1日から施行されたところでございます。

このことから、引き続き、国からの財政優遇措置を活用するため、新法による市町村計画を策定し、過疎地域からの脱却を目指し、地域の現状や問題点から、解決に向けた施策を計画に反映し、取り組んでいこうとするものでございます。

続いて、2の過疎地域の指定要件でございます。記載のとおり、人口要件と財政力要件の二つの基準がございまして、これらが法に定める基準に当てはまりますと要件を満たすものでございます。このうち、人口要件につきましては、法で昭和50年から平成27年までの40年間の国勢調査における人口減少率が28%以上と定められており、当町はこの基準値以上の34.4%となっております。

また、財政力要件については、平成29年度から令和元年度までの3か年平均の財政力指数が0.51以下と定められているところ、当町は基準値以下の0.287となっており、人口と財政力、いずれの基準も満たしていることから、過疎地域として指定されるものでございます。

なお、北海道は179市町村のうち、148の市町村が該当しております。

続いて、3の前回計画からの変更点についてでございます。まず(1)として、計画に新たな項目が追加となり、記載の①から③までの3項目が追加されております。

なお、これら追加項目となつてはございますが、そのほとんどは、前回計画の中では、別な項目に組み込まれ、掲載されていた内容でございます。

次に(2)として、計画の実効性を高めるため、各項目に掲げる重点施策に目標値の設定と、達成状況の評価を行うよう改められております。

そして、(3)として、国税や地方税の税制優遇措置を受けるため、このたびから、その対象区域や業種などを計画内に設定する必要があり、計画書の23ページ中段に、産業振興促進区域として、八雲町全域を対象として掲載しております。

4ページをお願いします。続いて、4の計画の構成についてご説明いたします。本計画は、国の指針に沿って策定し、前回計画とほぼ同じ構成になってございます。

はじめに、(1)の基本的な事項についてでございます。まず、①、町の概況、人口及び産業の推移と動向、行財政の状況につきましては、記載順に、若年層の人口流出と少子高齢化に歯止めがかからない状況であること。また、若年層が定着できる地場産業の育成や、他地域との生活環境の格差解消が必要であること。そして、財政状況として、大半を国庫補助や地方交付税等に依存し、厳しい状況であることなどを踏まえ、次の②、地域の持続的発展の基本方針、基本目標、計画期間の設定へとつなぐ内容となっております。

基本方針については、地域資源を活かした産業の振興や、生活利便性の向上に資するインフラの整備、保健・医療の充実や福祉の向上などを目指すため策定しております、第2期総合計画との整合性を図り、過疎地域の視点や価値観から各種施策を推進していくこととしております。

また、基本目標については、人口に関する目標値として、令和7年10月時点で1万4,113

人と設定し、計画期間は、令和3年4月1日から5か年とするものでございます。

次に、(2)の持続的発展に向けた主な施策についてでございます。主な施策については、記載の①、移住・定住・地域間交流の促進、人材育成から、5ページ、一番下の⑫、その他地域の持続的発展に関し必要な事項までの12項目に分類され、それぞれの項目の四角枠内には、今後5年間に予定している対策事項を記載しております。

これら詳細につきましては、計画書15ページから46ページまでにわたり、項目ごとに現況や対策、事業計画等を掲載しており、また、別冊の参考資料の一覧表には、過疎債の対象となる事業を抜粋し掲載しておりますが、先ほども申し上げましたとおり、これらは第2期総合計画をもとにしていることから、各事業の説明は省略させていただきますので、ご了承願います。

なお、本計画につきましては、率直に申し上げますと、国の優遇措置を受けるがための計画であると捉えていただきたく、また、計画内の各施策・事業の執行に当たりましては、財政状況は勿論、その時々経済・社会情勢等を見極め、そして、議員皆様にご相談させていただきながら進めて参りますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、議案第6号の説明とさせていただきます。

○議長（能登谷正人君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第6 議案第3号

○議長（能登谷正人君） 日程第6、議案第3号 八雲町過疎地域持続的発展のための固定資産税の課税免除に関する条例を議題といたします。提出者の説明を求めます。

○財務課長（川崎芳則君） 議長、財務課長。

○議長（能登谷正人君） 財務課長。

○財務課長（川崎芳則君） 議案第3号、八雲町過疎地域持続的発展のための固定資産税の課税免除に関する条例について、ご説明いたします。

議案書4ページをお願いいたします。

本件は、令和3年3月31日に失効した過疎地域自立促進特別措置法に代わり、過疎地域における持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上を図

ることを目的に、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が、同年4月1日に施行されたことに伴い、当町における固定資産税の課税免除に関する事項を規定していた、過疎地域自立促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例に代わり、新たに本条例を制定しようとするものであります。

なお、旧条例からの変更点は、対象となる業種及び設備投資の追加のほか、取得価額要件の引下げであり、適用期間が令和6年3月31日までの3年間となっております。

それでは、条例の内容について、ご説明申し上げます。

第1条は、条例の趣旨を定めております。対象地域は、先程議決いただきました、議案第6号、過疎地域持続的発展市町村計画に記載された産業振興促進区域内であり、八雲町全域であります。

また、対象事業については、新過疎法で新たに加わった情報サービス業等を追加し、持続的発展計画において振興すべき業種として定められた製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業又は旅館業としており、これらの用に供する設備の取得等をした者に係る固定資産税の課税免除に関し、必要な事項を定めるものであります。

なお、新たに追加となった情報サービス業等とは、租税特別措置法施行規則において、情報サービス業、有線放送業、インターネット付随サービス業等と規定されております。

第2条は、課税免除に係る規定で、対象となる固定資産について定めております。

適用期間は、新過疎法により過疎地域市町村を公示した日、令和3年4月1日から令和6年3月31日までに取得した設備について、制度の適用が可能となるものであります。

免除要件については、第1条にも定められております設備の取得等で、租税特別措置法の規定の適用を受け、一定の要件を満たすものとなっております。

これは、取得価額の合計額が、製造業又は旅館業は、500万円以上についてであります。法人の資本金の額等が、5,000万円を超え1億円以下は1,000万円以上、1億円を超えるものは2,000万円以上の取得の場合となります。また、情報サービス業等又は農林水産物等販売業は、500万円以上の取得の場合となり、これらの要件を満たす者が、町内で事業を営み、かつ、公害を防止するための適切な措置を講じ、町長が認めるものに限り、課税免除の適用対象となるものであります。

免除対象資産については、免除要件となる取得設備で、家屋・償却資産・土地となっております。

第3条は、課税免除の期間に係る規定で、新たに固定資産税が課税されることとなった年度から3か年度分と定めております。

続いて、議案書5ページをお願いいたします。

第4条は、課税免除の申請に係る規定で、第2条に定める固定資産税の課税免除を受けようとする者は、規則で定めるところにより、町長に課税免除の申請をすることを定めております。

第5条は、課税免除の取消しに係る規定で、虚偽の申請その他不正の行為によって、固定資産税の課税免除を受けた者については、その免除の全部又は一部を取り消すことを定

めております。

第6条は、委任に係る規定で、条例の施行に関し必要な事項は、町長が規則で定めることとしております。

なお、附則として、第1項で、本条例の施行期日は、公布の日からとし、第2項では、この条例の失効として、新過疎法の失効期限と同日の令和13年3月31日に限り、その効力を失うとしており、また、本条例の失効前に取得等をした設備に対する固定資産税の課税免除については、なお、従前の例によることとして規定しております。

さらに、第3項では、旧条例の過疎地域自立促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例の失効に伴い、この条例名を引用している八雲町設備投資促進条例に改正を行う必要が生じたため、規定の一部を改正するものであります。

以上で、議案第3号、八雲町過疎地域持続的発展のための固定資産税の課税免除に関する条例の提案説明といたします。よろしくお願いたします。

○議長（能登谷正人君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第7 議案第4号

○議長（能登谷正人君） 日程第7、議案第4号、八雲町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。提出者の説明を求めます。

○住民生活課長（加藤貴久君） 議長、住民生活課長。

○議長（能登谷正人君） 住民生活課長。

○住民生活課長（加藤貴久君） 議案第4号、八雲町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案書6ページをお開き願います。

この度の改正は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく、指定障害者福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴い、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が一部改正されたことから、既設条例の一部を改正しようとするものであります。

6 ページ、第 6 条及び第 37 条の改正は、用語の整理による所要の改正をしようとするものであります。

続きまして、議案書 7 ページをお開き願います。

第 6 章 雑則、条例第 49 条の追加は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたことにより、家庭的保育事業者等による諸記録の作成、保存等について、書面に代えて電磁的記録による対応が認められたため、条文を追加しようとするものであります。

附則といたしましては、この条例の施行日を、公布の日からとするものであります。

以上、簡単であります。議案第 4 号、八雲町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（能登谷正人君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 8 議案第 5 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 8、議案第 5 号 八雲町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。提出者の説明を求めます。

○建設課長（藤田好彦君） 議長、建設課長。

○議長（能登谷正人君） 建設課長。

○建設課長（藤田好彦君） それでは議案第 5 号、八雲町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

概要説明書 1 ページ下段 5 になります。

本条例は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律が、令和 3 年 4 月 1 日に施行されたのに伴い、道路管理者のバリアフリー基準適合義務の対象に、旅客特定車両停留施設、いわゆるバスやタクシーの乗降場、通路、待合所などが追加されたため、また、条文中の歩道等の基準適合対象を、歩道等のほか、自転車歩行者専用道路及び歩行者専用道路に拡大されたため、既設条例の一部を改正しようとするも

のであります。

それでは、改正条例及びその内容について、ご説明いたします。議案書 8 ページをお開き願います。

初めに、目次の第 6 章に、旅客特定車両停留施設の構造を追加するもので、第 6 章の移動円滑化のために必要なその他の施設等を、第 7 章に繰り下げするものであります。

次に、第 4 条、有効幅員の規定において、第 3 項に自転車歩行者専用道路、第 4 項に歩行者専用道路の構造規定を追加しようとするものであります。

次に、議案書 10 ページになります。

第 12 条、エレベーターの規定の（5）で、視覚的に確認する構造として、籠の内外に画像を表示する設備を追記しようとするものであります。

次に、議案書 11 ページから 18 ページは、第 6 章、旅客特定車両停留施設の構造について、第 30 条の通路から第 40 条の券売機については、各設備の構造や設置規定について、追加しようとするものであります。

なお、本条項の追加により、以降、条を繰り下げするものであります。

同じく、議案書 18 ページの、第 41 条、案内標識の第 3 項から第 5 項は、旅客特定車両停留施設の各設備に係る、案内標識の設置規定や規格について、第 6 項は旅客特定車両停留施設の構造や配置を、音、点字などの方法で、視覚障害者に示すための設備の設置規定を追加しようとするものであります。

次に、議案書 19 ページの、第 42 条、視覚障害者誘導用ブロックの第 2 項及び第 3 項は、旅客特定車両停留施設の各設備に係る、視覚障害者誘導用ブロックの設置規定を追加しようとするものであります。

同じく議案書 19 ページの、第 43 条、休憩施設の第 2 項は、旅客特定車両停留施設への休憩施設の設置規定、第 3 項は休憩施設へ優先席を設ける場合に、優先的に使用することができる者を表示する案内標識の設置についての規定を追加しようとするものであります。

そのほかの下線部分については、文言の整理による追加・変更により、改正しようとするものであります。

なお、附則として、この改正条例の施行期日を、公布の日から施行としようとするものであります。

以上、議案第 5 号、八雲町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する条例の一部を改正する条例についての説明といたします。よろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

○9 番（三澤公雄君） 議長、三澤。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○9 番（三澤公雄君） 簡単な質問。旅客特定車両停留施設、具体的に何のことを言っているのかな。

○建設課長（藤田好彦君） 議長、建設課長。

○議長（能登谷正人君） 建設課長。

○建設課長（藤田好彦君） 旅客特定車両停留施設といわれるものは、バスやタクシーの乗降場、バスターミナルとかですね、大きな施設のバスやタクシーの乗降所、通路、待合所ということの規定しております。

○9番（三澤公雄君） 議長、三澤。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○9番（三澤公雄君） わかりました。

もう一つ、自転車のことなんですけれども、自転車歩行者専用道路等って、これ八雲町の条例でこういうことを決めるので、ちょっとお聞きしたいんですけれども、今いわゆる町道の中で、自転車歩行者専用道路っていうものに該当するところといたら、どのところになりますか。

○建設課長（藤田好彦君） 議長、建設課長。

○議長（能登谷正人君） 建設課長。

○建設課長（藤田好彦君） 八雲では、今のところございません。

○9番（三澤公雄君） 議長、三澤。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○9番（三澤公雄君） 自転車の乗り方で、これは町道ではないんですけれども、道道だと思っんですが、橋というのは、一般的に車で運転するときに狭く感じる、視覚的効果がわざと作っているのか、非常に狭いところだと思うんですけれども、あとから歩行者自転車専用のために橋を作ったところが何か所かあるのですが、意図的かどうかは知りませんが、そのところを通らず、車道をそのまま走る自転車、特に通学路に面しているところでも、そういうところが散見されるので、そういうところには、この条例で看板のことが書いていましたけれども、自転車のこと書いていませんでしたけれども、自転車も、2、3年前の道路交通法の改正でね、自転車は車道を通れという法改正がされたので、乗り方が車道を通らないといけないと思っているのかもしれないかもしれませんが、安全に配慮した乗り方がされていないのが、いくつかあると思うんですけれども、そういうところにも看板等を付けて、歩行者自転車専用道路のところに通られるように、この条例を見ても書いていないものですから、そういったことの配慮とかはなさらないのでしょうか。

○建設課長（藤田好彦君） 議長、建設課長。

○議長（能登谷正人君） 建設課長。

○建設課長（藤田好彦君） この条例に関わる特定道路というものが、生活関連経路を構成する道路のうち、多数の高齢者、障がい者の移動が徒歩で行われ、国土交通大臣がその路線及び区間を指定した道路についての条例でありますので、いま三澤議員が言っていた、道道だと思っんですけれども、その道路に関しては、新築改築においてやりなさいということにはなっていないので、ご理解願いたいと思います。

○議長（能登谷正人君） 他にございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 無いようですので、質終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第9 議案第9号

○議長(能登谷正人君) 日程第9、議案第9号 令和3年度八雲町病院事業会計補正予算第3号を議題といたします。提出者の説明を求めます。

○総合病院副事務長(竹内伸大君) 議長、総合病院副事務長。

○議長(能登谷正人君) 総合病院副事務長。

○総合病院副事務長(竹内伸大君) 議案第9号、令和3年度八雲町病院事業会計補正予算第3号について、説明いたします。

議案書47ページをお開き願います。

この度の補正は、病院事業における新型コロナウイルス感染症対策に係る予算を計上しようとするものであります。

第2条、収益的収入及び支出であります。収入、第1款、病院事業収益、第3項、総合病院医業外収益に8億6,797万5千円を追加し、17億7,243万3千円とするものであり、収入のみの補正であります。

議案書48ページをお開き願います。

詳細につきまして、補正予算実施計画により、総合病院に係る収益的収入及び支出、収入について説明いたします。

第1款、病院事業収益、第3項、総合病院医業外収益、4目、補助金道補助金8億6,797万5,000円の追加は、感染症病床確保促進事業補助金であります。

本補助金は、感染症患者等の入院受入病床を確保するため、確保した病床及び確保のために患者を受け入れることを制限し、空床とした病床に対し、空床補償料として交付されるものであります。

対象病棟は、中央6階病棟であり、昨年度に引き続き、感染症等患者の入院受入に係る重点医療機関の指定を受けております。

今年度における確保病床は12床、確保のために空床とする病床は25床であり、当該病棟の全ベッド数である37床が、交付金算定の対象となるものであります。

事業期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までであります。

以上で、議案第9号の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長(能登谷正人君) これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔なし〕という声あり〕

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔なし〕という声あり〕

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔異議なし〕という声あり〕

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 10 報告第 1 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 10、報告第 1 号 株式会社青年舎の経営状況の報告についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。

○農林課長（荻本 正君） 議長、農林課長。

○議長（能登谷正人君） 農林課長。

○農林課長（荻本 正君） それでは報告第 1 号、株式会社青年舎の経営状況の報告について、ご説明いたします。

議案書 52 ページをお開きください。

本件につきましては、町が出資しております、株式会社青年舎の令和 2 年度経営状況について、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により、議会に報告申し上げるものであります。

議案書 53 ページをお開き願います。

1、事業概要ですが、株式会社青年舎は、八雲町における地域振興、農業振興を目指すことを目的として、令和元年 6 月に町、農協、地域の生産者が出資して設立いたしました。令和 2 年度の事業につきましては、株式会社青年舎が取組主体となり、国の畜産クラスター事業補助金と町補助金により、町内上八雲地区に搾乳ロボット牛舎や省力化機械の導入など、施設整備事業に取り組んできたところであります。

次に、2、会計に関する事項の令和 2 年度決算状況につきまして、貸借対照表をご覧願います。資産の部としては、現金及び預金が 4 億 1,595 万 7,602 円。今回の申告を経て、未収消費税等として 3 億 2,806 万 7,783 円が還付される予定であります。

なお、有形固定資産の金額については、補助金圧縮後の数字となっております。

以上、資産の部の合計としては、12 億 9,671 万 3,287 円となります。

対する負債の部につきましては、流動負債、固定負債は記載のとおりであります。株主資本につきましては、当初、1,700 万円の設立資本でございましたが、株式会社不二家、株式会社木蓮等の出資により 2,500 万円の株主資本としています。

当期利益剰余金につきましてはのマイナス 3,627 万 5,899 円は、議案書 54 ページの損益計

算書により説明させていただきます。負債及び純資産の合計につきましては、資産の部と同額の12億9,671万3,287円であります。

議案書54ページ、損益計算書をご覧ください。売上高についてですが、牧草等販売高の97万6,591円の収入などによる256万591円であります。営業利益金額につきましては、マイナス3,427万5,999円であります。営業利益金額に営業外収益と営業外費用合計を加味した金額が、経常利益金額マイナス3,613万6,951円であります。特別利益合計28億8,908万1,520円と、特別損失合計28億8,901万4,468円を差し引いた金額から法人税20万6,000円を支出し、当期純利益マイナス3,627万5,899円の決算となっております。

議案書55ページをお開き願います。

令和3年度事業計画は、飼養管理の省力化・分業化による労働負担の軽減、新規就農者の確保と担い手の育成、育成預託事業の3つの部門により議案書記載のとおり、事業展開を計画しております。

以上、概括ではあります、株式会社青年舎の令和2年度経営状況並びに令和3年度事業計画の報告といたします。よろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 以上で報告が終わりましたが、質疑があれば許します。質疑ございませんか。

○9番（三澤公雄君） 議長、三澤。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○9番（三澤公雄君） 一つ確かめたいことがありますけれども、55ページの（1）イ、新規就農者の確保と担い手の育成というところの2番目のポチで、後段に新規就農に向けたきめ細かな研修の実施とあります。そして後段には、総合的にバックアップする支援体制を構築とありますが、ここだけを読むと、新規就農が一つのゴールになっているように思いますが、昨今の情勢とか先進地での研修事業の先輩方を鑑みますと、やはり新規就農されたあとの、いわゆるケアというんですか、順調に経営がされているのかだとか、就農後も相談を受け入れるよとか、そういった支援も、やはりわかるようば書き方にされたほうが、対外的な効果も含めてあるのかなと思いますけれども、その辺の考え方はいかがなものでしょうか。

○農林課長（荻本 正君） 議長、農林課長。

○議長（能登谷正人君） 農林課長。

○農林課長（荻本 正君） 就農後の新規就農者の支援につきましては、今もそのように行っておりますが、八雲町担い手育成センターと関係機関と組織して行っておりますので、そこで引き続きやっっていこうと考えております。よろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） いいですか。

○9番（三澤公雄君） はい。

○議長（能登谷正人君） 他にございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 無いようですので、質疑終結と認めます。

これをもって本件については、報告済みといたします。

◎ 日程第 11 報告第 2 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 11、報告第 2 号 株式会社木蓮の経営状況の報告についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 議長、商工観光労政課長。

○議長（能登谷正人君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 報告第 2 号、株式会社木蓮の経営状況の報告についてご説明いたします。

議案書 56 ページをお開き願います。

本件につきましては、八雲町が出資しております、株式会社木蓮の令和 2 年度経営状況について、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により、議会に報告を申し上げるものがあります。

議案書 57 ページをお開き願います。

1、事業概要として、株式会社木蓮は、商工業を中心とした産業人材の確保・育成を目的とし、令和 2 年 7 月に、八雲町、八雲商工会などが出資して設立いたしました。

令和 2 年度事業につきましては、令和 2 年 8 月より八雲町の企業版ふるさとの納税に係る事務を受託し、その結果、46 社 803 万 8,000 円の受託手数料を収入源とし、木蓮事業では 199 万 4,000 円の当期純利益となっております。

また、令和 2 年 10 月より八雲町から指定管理者の指定を受け、八雲町情報交流物産館、丘の駅の運営を担いましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、客数の減少が年間を通して影響したため、その結果、丘の駅事業では 255 万 1,000 円の当期純損失金額があります。

木蓮事業と丘の駅事業を合算した、連結決算においては、55 万 5,000 円の当期純損失金額となったものであります。

次に、2、会計に関する事項の令和 2 年度決算の状況につきまして、貸借対照表をご覧ください。

資産の部としては、現金及び預金が 1,940 万 910 円、次に有価証券については、株式会社青年舎に係る 790 株の普通株式の譲渡及び株式の引受をした 790 万円であります。

最後に商品については、丘の駅部門の在庫資産とした 277 万 7,745 円となります。

以上、資産の部の合計としては、3,281 万 3,799 円となります。

対する、負債の部につきましては、流動負債につきましては、記載のとおりでございます。

株主資本につきましては、資本金であります、1,101 万円の設立当時の町等からの出資に係る資本金と、丘の駅の経営移譲に係る 1,645 万円の増資による 2,746 万円であります。

利益剰余金につきましては、マイナス 55 万 5,538 円は、議案書 58 ページの損益計算書によりご説明させていただきます。負債及び純資産の合計につきましては、資産の部と同額

の3,281万3,799円であります。

議案書58ページ、損益計算書をご覧ください。売上高についてですが、企業版ふるさと納税の委託料の803万8,800円の収入などによる2,440万2,645円であります。売上原価については、1,122万5,380円であります。売上総利益金額については、1,317万7,265円であります。

販売費及び一般管理費については、1,366万8,447円あります。営業損失金額については、49万1,182円あります。最後に、営業外収益についてですが、販売費及び一般管理費の営業損失金額から営業外収益合計を差し引いた金額41万8,238円と、法人税等の13万7,300円を支出した結果、当期純損失金額は55万5,538円の決算となっております。

議案書59ページをお開き願います。

令和3年度事業計画は、木蓮部門、丘の駅部門、観光・交流促進部門の3つの部門により、議案書記載のとおり、事業展開を計画しております。

以上、株式会社木蓮の令和2年度経営状況並びに令和3年度事業計画の報告といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 以上で報告が終わりましたが、質疑があれば許します。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これをもって本件については、報告済みといたします。

暫時休憩いたします。再開は11時15分といたします。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時17分

○議長（能登谷正人君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎ 日程第12 報告第3号

○議長（能登谷正人君） 日程第12、報告第3号 令和2年度八雲町病院事業会計継続費の精算についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。

○総合病院副事務長（竹内伸大君） 議長、総合病院副事務長。

○議長（能登谷正人君） 総合病院副事務長。

○総合病院副事務長（竹内伸大君） 報告第3号、令和2年度八雲町病院事業会計継続費の精算について、説明いたします。

説明に先立ちまして、この度の議案提出手続の不備がありましたことにお詫び申し上げます。申し訳ございませんでした。

それでは、追加提出議題1ページをご覧ください。

本件は、地方公営企業法施行令第18条の2第2項の規定により、令和2年度八雲町病院

事業会計継続費の精算について、議会に報告するものであります。

2ページをお開き願います。

別紙、継続費精算報告書により、説明いたします。事業名は、総合病院医師住宅整備事業で、令和元年度から令和2年度における2か年の継続費の総額は、全体計画1億1,761万円に対しまして、実績支払義務発生額1億698万3,480円となり、その財源内訳は、記載のとおりでございます。

以上で、報告第3号の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 以上で報告が終わりましたが、質疑があれば許します。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これをもって本件については、報告済みといたします。

◎ 日程第13 諮問第1号

○議長（能登谷正人君） 日程第13、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。提出者の説明を求めます。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてご説明申し上げます。

本件は、現委員1名が、令和3年12月31日をもって任期満了となることから、その後任者の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めようとするものであります。

推薦しようとする委員につきましては、議案書記載のとおりであり、略歴等は、お手元の参考資料に記載しております。

この方は、平成28年1月から現在まで人権擁護委員を務め、積極的に活動されており、人格、識見ともに高く、広く社会の実情に通じた方であります。

従いまして、再度、同氏を人権擁護委員の適任者として推薦いたしたく存じますので、議員各位のご同意をお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） お諮りいたします。本件については、質疑・討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり適任と決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、議案書に記載の方を、人権擁護委員として適任とすることに決定いたしました。

◎ 日程第 14 役場庁舎等整備調査特別委員会報告書

○議長（能登谷正人君） 日程第 14、役場庁舎等整備調査特別委員会報告書を議題といたします。

本件につきましては、平成 30 年 9 月 14 日、第 3 回定例会において特別委員会が設置され、閉会中の継続調査の付託がされていたものでありますが、この度、調査が終了し、報告書の提出がされております。報告書は、お手元に配付のとおりであります。

役場庁舎等整備調査特別委員会委員長より発言を求められておりますので、これを許します。

○委員長（三澤公雄君） 議長、三澤。

○議長（能登谷正人君） 三澤委員長。

○委員長（三澤公雄君） 八雲町役場庁舎等整備調査特別委員会における調査の経過及び結果について、ご報告をさせていただきます。

本特別委員会は、役場庁舎等建設に係る諸課題を把握・調査し、役場庁舎等の建設に関し、町民の安全を守り、より良い町民サービスの提供を推進することを目的に、平成 30 年 9 月 14 日に設置いたしました。

町の役場庁舎等建設の基本計画策定にあたり、町からの説明を受け、新庁舎等の建設場所及び規模や機能、概算建設費、保健・福祉施設、社会教育施設等の複合化・集約化、配置計画など、これまで 18 回の委員会を開催し、協議するとともに、先進地視察を行うなど、調査・研究を重ねてきたところでございます。

平成 31 年 3 月の第 1 回定例会では、本特別委員会の中間報告を行い、引き続き提言書として提出した事項を検証していくことを申し上げ、報告してございます。中間報告の主な内容は、次のとおりです。

今後の人口減少を考えたときに、これからの庁舎等に、どのような機能が必要なのか、視察調査を実施するとともに情報を収集し、また、議会報告会において町民の声を聴き、町が基本構想等の策定作業に着手する前に、町民の代表機関としての想いを提言として提出することを第一ステップとして設定し、提言事項の検討を行ってまいりました。

提言事項の検討において、特別委員会として、整備場所を一定程度想定した上での役場庁舎等の必要な機能について議論することですが、そのことを全委員で確認し、その上で庁舎等の必要な機能について議論を行ってまいりました。

イメージや方向性を統一化することに関しましては、全委員で確認を行った際、少数意見がありましたので、その内容は報告書に記載したとおりでございます。

そして、これまでの調査、検討の結果から、提言事項の整理を行い、平成 31 年 3 月 5 日に町長に対し、提言書の提出を行ったところでございます。ここまでの、中間報告の概要

でございます。

本特別委員会では、第二ステップとして、令和2年度において、町では基本計画の策定作業に着手することとなるため、町から示される具体的な事項について、確実に基本構想等に意見反映していくこととしました。

特に議会機能については、計画策定の動きに先行して対応することが必要と考え、小委員会を設置して検討を行いました。その結果は、令和2年5月22日に要望書として町長に提出したところでございます。

これまでの本委員会からの提言事項と要望事項が、どのように反映されているかを確認したところ、おおむね反映されているものと判断できる、という結論に達しております。

しかし、次の段階で策定される基本設計に盛り込まれるものと思われる事項については、町の考えを確認する必要があることから、令和2年12月24日に意見書を提出し、回答された内容を協議した結果、全体として前向きに検討する旨の回答がなされていることから、本特別委員会としては、了知したという総括を行ったところでございます。

また、新たな意見として、1点目として、新庁舎に町産材や道産材の木材の使用を検討すること。2点目として、災害が発生した際、町民が車両で新庁舎駐車場に避難することを想定し、避難者用非常電源の確保を検討すること。以上の2点について提案がありましたので、この際、申し述べさせていただきます。

以上、本特別委員会の調査の経過及び検討の結果を、かいつまんで報告いたしました。詳細については、最終報告書に記載のとおりでございます。

今後、町においては、基本設計・実施設計業務、建設工事等、役場庁舎等建設事業を進めるなかで、これまでの本特別委員会からの意見等を十分に検討していただくとともに、新型コロナウイルス感染症等の影響による経済情勢を慎重に見極め、限られた財源を、有効かつ適正に執行するよう努められ、多様化する町民ニーズに対応すべく、町民の安全・安心を支える役場庁舎となるよう、丁寧かつ慎重に事業を進められることを求め、本特別委員会の最終報告といたします。

○議長（能登谷正人君） お諮りいたします。

本件については、これをもって報告済みとすることに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は、これをもって報告済みといたします。

◎ 日程第15 総務経済常任委員会所管事務調査報告書及び文教厚生常任委員会 所管事務調査報告書

○議長（能登谷正人君） 日程第15、総務経済常任委員会所管事務調査報告書及び文教厚生常任委員会所管事務調査報告書を、一括議題といたします。

本件は、各常任委員会が、所管・所掌事務のうち、特定調査事件として、閉会中の継続調査事項としていたものであります。

この度、各委員会それぞれ調査が終了し、報告書が提出されております。報告書は、お手元に配付のとおりであります。

お諮りいたします。本件については、これをもって報告済みとすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は報告済みといたします。

◎ 日程第 16 発委第 1 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 16、発委第 1 号 豪雪地帯対策特別措置法の改正等に関する意見書を議題といたします。提出者の説明を求めます。

○9 番（三澤公雄君） 議長、三澤。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○9 番（三澤公雄君） 豪雪地帯対策特別措置法の改正等に関する意見書。

豪雪地帯対策については、これまで、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法や豪雪法に基づく特例措置等により、往時に比べ冬期間の生活環境は大幅に改善されてきたところでありますが、近年、少子高齢化の進展や空き家の増加等による地域の克雪力の低下に加え、気候変動の影響による雪の降り方の変化に直面しています。

よって、豪雪法第 14 条及び第 15 条の特例措置について 10 か年の延長を講ずるとともに、豪雪地帯の住民の安全・安心な生活を確保するため、雪処理の担い手確保など豪雪地帯特有の課題に対して、交付金や基金等により柔軟に対応できる財政支援制度を創設するなど総合的な対策を実施するよう強く要望いたします。

委員各位のご賛同、よろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 17 発委第 2 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 17、発委第 2 号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処

し地方税財源の充実を求める意見書を議題といたします。提出者の説明を求めます。

○9番（三澤公雄君） 議長、三澤。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○9番（三澤公雄君） コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書。

国においては、令和4年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望いたします。

1、令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が増大している状況を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。

2、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、断じて行わないこと。新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた固定資産税等に係る特例措置は、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

3、令和3年度税制改正により講じられた土地に係る固定資産税の課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとすること。

4、令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、更なる延長は断じて行わないこと。

5、炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上を求めます。議員各位の賛同を求めます。

○議長（能登谷正人君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「討論あり」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論がありますので、まず、原案に反対の方の発言を許します。

○3番（佐藤智子君） 議長、佐藤。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○3番（佐藤智子君） コロナ禍による厳しい財政状況に対処し、地方税財源の充実を求める意見書ということで、地方税の財源を元に戻すようにという内容の意見書でございますが、2と3と4、固定資産税の特例措置や、3番の令和2年度と同額とする負担調整措置について令和3年度限りとすること、それから4番の自動車税、軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長については、断じて行わないことと、これはそれらを支払わなければならないものたちにとっては、今コロナで困窮している中で更なる軽減措置を求めたいところであるのに、それを延長することのないようにと国に求める意見書となっております。

すので、反対いたします。

○議長（能登谷正人君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

○9番（三澤公雄君） 議長、三澤。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○9番（三澤公雄君） 提出者代表だったんですけども、討論させていただきます。

非常に近視眼的な反対当論だと思います。今後もコロナに関しては、地方自治体が主体的となって国に声を届けなければいけないわけですし、また、地方は地方で独自のきめ細やかなコロナ対策をしていく上では、地方財源が充実させることがまず第一と考え、この意見書を提出いたしました。是非、ご理解していただくことを望みます。

○議長（能登谷正人君） 次に、原案に反対の方の発言を許します。

無いですね。他に討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は起立によります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（能登谷正人君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第18 発委第3号

○議長（能登谷正人君） 日程第18、発委第3号 国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書を議題といたします。提出者の説明を求めます。

○9番（三澤公雄君） 議長、三澤。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○9番（三澤公雄君） 国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書を述べます。

北海道財政は依然として厳しい状況にあることから、物流・観光をはじめとする経済回復に資する道路の重要性などを踏まえ、より一層の道路整備の推進や維持管理の充実・強化に向けて、特段の措置を講ずるよう強く要望いたします。

関係各位のご賛同をよろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第19 発議第1号

○議長(能登谷正人君) 日程第19、発議第1号 加齢性難聴への補聴器購入のための国の助成を求める意見書を議題といたします。提出者代表の説明を求めます。

○3番(佐藤智子君) 議長、佐藤。

○議長(能登谷正人君) 佐藤さん。

○3番(佐藤智子君) 発議第1号 加齢性難聴への補聴器購入のための国の助成を求める意見書案について、提出者を代表して、提案説明いたします。

超高齢化社会を迎えている現在のわが国では、加齢性難聴者が年々増加しています。日本補聴器工業会の調べによれば、加齢性難聴者が日本の人口に対する比率は11.3%で世界3番目に多いと報告されています。一方、補聴器の普及率は、日本の難聴者人口の14.4%となっており、世界に比べても低い水準となっています。その背景として、①補聴器の価格が片耳3万円から20万円までと高く、保険適用もなく諸外国と比べて国からの補助体制が極めて不十分であること。②難聴治療に対しての啓蒙が適切に行われてこなかったことなどが指摘されています。

欧米では確立されている公的補助制度が、日本ではいまだに確立されていません。

以上の状況に鑑み、国は、高齢者が経済的理由によって補聴器の購入困難を強いられ、日常生活や社会的活動に制約が加わることがないように、補聴器購入に公的助成を行うよう強く求めます。

以上、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長(能登谷正人君) これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議あり」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

まず、本案を原案のとおり可決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(能登谷正人君) 起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

◎ 日程第 20 発議第 2 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 20、発議第 2 号 出産育児一時金の増額を求める意見書を議題といたします。提出者代表の説明を求めます。

○13番（宮本雅晴君） 議長、宮本。

○議長（能登谷正人君） 宮本君。

○13番（宮本雅晴君） 出産育児一時金の増額を求める意見書について、提案説明を代表していたします。

厚生労働省によると、2019年度の出産費用が正常分娩の場合、全国平均額は約46万円で、室料差額等を含む費用の全国平均額は約52万4,000円となっている。出産にかかる費用は年々増加し、費用が高い都市部では、現在の42万円の出産育児一時金の支給では賅えない状況になっており、平均額が約62万円と最も高い東京都では、現状、出産する人が約20万円を持ち出している計算となる。

よって政府に対し、現在の負担に見合う形に出産育児一時金を引き上げることを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。議員各位の皆様、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 21 発議第 3 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 21、発議第 3 号 土地利用規制法を施行することなく、更なる検討を求める意見書を議題といたします。提出者代表の説明を求めます。

○4番（横田喜世志君） 議長、横田。

○議長（能登谷正人君） 横田。

○4番（横田喜世志君） 発議第 3 号、土地利用規制法を施行することなく、更なる検討を求める意見書について、提出者を代表し提案説明をいたします。

いわゆる土地利用規制法が6月16日、参議院で可決、成立しました。この法の重大な問

題は、どこで誰をどのように調査・規制するのかという核心部分を、全て政府に白紙委任していることでもあります。

注視区域や特別注視区域をどういう基準で指定するのか、重要施設や国境離島等の機能を阻害する行為や、その明らかなおそれをどう判断するのか、住民にどのような調査・規制を行うのか、具体的なことは法に全く書かれておらず、政府の裁量任せであります。

よって、国においては、同法を一定期間施行することなく、その間において更なる検討を行うことを強く求めるものであります。

議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議あり」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

まず、本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（能登谷正人君） 起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

◎ 日程第 22 発議第 4 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 22、発議第 4 号 選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論を求める意見書を議題といたします。提出者代表の説明を求めます。

○13番（宮本雅晴君） 議長、宮本。

○議長（能登谷正人君） 宮本君。

○13番（宮本雅晴君） 選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論を求める意見書について、提出者を代表して、提案説明をいたします。

平成 30 年 2 月に内閣府が公表した世論調査において、夫婦同姓も夫婦別姓も選べる選択的夫婦別氏制度の導入に賛成または容認すると答えた国民は 66.9 パーセントであり、反対の 29.3 パーセントを大きく上回ったことが明らかになりました。

よって、国においては、選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた積極的な議論を行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

議員各位の皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 23 発議第 5 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 23、発議第 5 号 沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう求める意見書を議題といたします。提出者代表の説明を求めます。

○3 番（佐藤智子君） 議長、佐藤。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○3 番（佐藤智子君） 発議第 5 号、沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう求める意見書案について、提出者を代表して提案説明を行います。

糸満市摩文仁を中心に広がる南部地域は、1972 年の本土復帰に伴い、戦没者の霊を慰めるために、沖縄戦跡国定公園として指定されています。同地域では、沖縄戦で犠牲を強いられた県民や命を落とされた兵士の遺骨が残されており、戦後 76 年が経過した今でも戦没者の収骨が行われています。

さきの大戦で犠牲になった人々の遺骨が入った土砂を埋立てに使用することは、人道上許されません。

よって、下記の事項が速やかに実現されることを強く要望します。

1、悲惨な沖縄戦の戦没者の遺骨等が混入した土砂を埋立てに使用しないこと。

2、日本で唯一、住民を巻き込んだ苛烈な地上戦があった沖縄の事情を鑑み、戦没者の遺骨収集の推進に関する法律により、日本政府が主体となって戦没者遺骨収集を実施すること。

以上、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第24 発議第6号

○議長(能登谷正人君) 日程第24、発議第6号 適格請求書等保存方式インボイス制度の導入中止を求める意見書を議題といたします。提出者代表の説明を求めます。

○5番(斎藤 實君) 議長、斎藤。

○議長(能登谷正人君) 斎藤君。

○5番(斎藤 實君) 適格請求書等保存方式インボイス制度の導入中止を求める意見書。

令和5年10月からの適格請求書等保存方式(インボイス制度)の実施に向け、本年10月1日より、インボイス発行事業者の登録申請が始まろうとしております。

軽減税率導入によって消費税制度が複雑化したうえ、さらにインボイス制度が導入されれば、軽減税率対象品目を扱う事業者のみならず、全ての事業者に事務負担の増加を強いるとともに、500万を超える免税事業者が取引から排除されるおそれがあります。

中小・小規模事業者にとって仕入れや経費に含まれる消費税を価格に転嫁することは困難な状況であり、このままではインボイス制度導入を契機とした中小・小規模事業者の廃業の増加や、複雑な納税事務を回避するため免税事業者に留まる中小・小規模事業者の成長意欲の低下を招くなど、地域経済の衰退に拍車をかけるおそれがあります。

インボイス制度導入に関し、多くの中小業者団体や日本税理士会連合会などがインボイス制度導入中止や見直し、延期を求めています。

よって、政府及び国会に対し、インボイス制度の導入中止を強く求め、議員各位へのご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長(能登谷正人君) これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 25 発議第 7 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 25、発議第 7 号 大学生等への給付奨学金制度の拡充を求める意見書を議題といたします。提出者代表の説明を求めます。

○3 番（佐藤智子君） 議長、佐藤。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○3 番（佐藤智子君） 発議第 7 号、大学生等への給付奨学金制度の拡充を求める意見書について、提出者を代表して提案説明を行います。

文部科学省の 2020 年度、学校基本調査によれば、高等教育機関への進学率は 83.5%に達しています。その約半数が貸与制奨学金を利用し、多くの学生が多額の借金を抱えて卒業しています。

国は 2020 年度から高等教育の修学支援新制度を始めました。対象は住民税非課税世帯や準ずる世帯の学生で、それまで授業料減免を受けられた中間層の一部は、逆に支援の網からこぼれ落ちており、制度は後退しています。そもそも、財源を消費税増税分にしている点は重大な問題です。

コロナ禍の影響により多くの家庭が経済的に困窮するもとの、制度の拡充を求める声広がっております。

文科省は、奨学金返還の負担を軽減するためとして、2018 年度入学生から、新たな所得連動返還型奨学金制度を導入しましたが、収入ゼロでも毎月 2,000 円の返還を求めるなど問題があります。

よって、次の事項を実現するよう強く要請いたします。

1、国は、教育予算を増やして、大学生等に対する給付奨学金制度を拡充すること。

以上、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 26 発議第 8 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 26、発議第 8 号 コロナ禍における農畜産物の消費拡大及び高温・干ばつによる農作物被害対策を求める意見書を議題といたします。提出者代表

の説明を求めます。

○9番（三澤公雄君） 議長、三澤。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○9番（三澤公雄君） コロナ禍における農畜産物の消費拡大及び高温・干ばつによる農作物被害対策を求める意見書。

新型コロナウイルスの影響で観光・インバウンド需要などの落ち込みや人流の抑制によって、農業においても米や牛肉・乳製品、小麦、小豆、砂糖などの農畜産物価格の低下と需要の減少を招いており、価格回復と需要喚起対策の強化が不可欠となっています。

こうしたもと、北海道においては7月から8月上旬にかけて記録的な高温・小雨の気候が続いたことから、次年度に向けて営農継続が図られるよう、高温干ばつ対策も含めた下記の内容を要望いたします。

- 1、コロナ禍における農畜産物の消費拡大対策等の強化
- 2、高温・干ばつによる農作物の被害対策については、以下三点を求めます。
 - (1) 営農継続に向けた経営安定対策の強化
 - (2) 次年度以降の種子馬鈴しょの確保
 - (3) 酪農・畜産経営の安定に向けた対策の強化

以上を求めます。議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 町長挨拶

○議長（能登谷正人君） 町長から発言を求められておりますので、これを許します。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 今任期、最後の議会となります、第3回定例会が終了するにあたり、お許しをいただきましたので、謹んでお礼のご挨拶を申し上げます。

本定例会にご提案を申し上げます各議案につきましては、議員各位の暖かいご理解のもと、すべての議案について原案どおり可決・認定をいただき、加えて、一般質問及び議

案審議を通して貴重なご意見を頂戴しましたことに、敬意と感謝を申し上げます。

特に、決算特別委員会の佐藤委員長様、並びに関口副委員長様のご配慮に、ご尽力に対しまして、深くお礼を申し上げます。

また、在任期中、町政に対するご尽力と幾多の功績を積み重なられました議員各位の任期も、いよいよ間近に迫ってまいりました。

さて、不祥ながら4年前に再任されて、延べ8年にわたり町政を任され、その重責を肝に銘じ、町民の幸せと町政進展に微力ではありますが、職員とともに努力を傾注してまいりました。

今、その任期も終わろうとしております。この2期8年間を振り返ってみますと、将来にわたって町民が夢と希望をもって、安心して暮らせる地域社会と活気あふれる街を目指すことは、私の責務であるという考えから、1期目の4年間は、無我夢中でトップセールスマンとして、各省庁や八雲町に関わる企業、大学を訪問して、八雲町という種を蒔き続けました。蒔いた種が芽を出し、徐々に蕾になりはじめ、2期目の今4年間は、その蕾が花を咲かせた4年間だったと思っております。

特に、八雲町の第一産業である酪農を守るため、上八雲地区の酪農経営者のご支援、ご協力を基に、株式会社青年舎を設立して、道南初の研修牧場を建設。この4月から最新の搾乳ロボット8台を備え、年間6,500tの生乳生産を目標に稼働を開始したところであります。

現在、3名の方が八雲町の酪農後継者として研修しております。

また、低迷する水産業の振興策として、元年度から開始したトラウトサーモンの海面養殖試験事業は、2年目を終えて、成長率、生残率ともに大変良好な結果となりました。養殖技術の確立はもちろんでありますが、事業化に向けて採算性を熟慮し、地元での幼魚確保に向けて種苗生産施設の必要性を強く感じているところであります。そして、北海道二海サーモンブランドとして知名度向上と販路拡大に取り組むよう並行して進める必要があると思っております。

全国的に少子高齢化と人口減少が加速する中で、これら課題解決に向けた対策として、学校給食費の無料化、18歳までの医療費の無料化、さらには保育料の軽減など、若者が少しでも安心して子育てができる環境の充実を図ったところであります。

また、八雲町の時代を担う子どもたちが、安心して勉学に励んでいただくため、環境整備として落部小学校の校舎と体育館の大規模改修、八雲中学校大規模改修にも目処が立ち、さらには八雲熊石両地域の学校へ、安心安全な給食を提供する施設として、学校給食センターを改築したところであります。

昨年、国は、世界的に問題となっている地球温暖化対策として、二酸化炭素削減、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すと宣言いたしました。八雲町は、再生エネルギー導入ビジョンを策定し、いち早く自然エネルギー推進の町として、畜産バイオマス発電などに取り組んでいます。特に、民間企業が、昨年10月に花浦・山崎地区に完成、本格稼働した、蓄電池を備えた施設として、日本最大級の太陽光発電施設は、再生可

能エネルギーのシンボリック的存在であります。

町内で雇用人員が最大規模の食肉処理施設である、日本フードパッカー（株）道南工場は、45年以上が経過している設備等の老朽化が著しく、建て替えが望まれておりました。国の補助制度に採択され、近代的な施設に生まれ変わることとなり、先般、地鎮祭が行われたところであります。豚肉の処理に特化して、現在の施設規模の約1.5倍、1日当たり1,500頭の処理能力に拡充されます。

八雲町の財政基盤を支える重要な財源となっているふるさと応援寄附金も、ここ2年間は20億円前後で推移しており、今年度も8月末現在、昨年度並みの寄附状況となっております。さらに魅力ある返礼品の開発とあわせて、全国に向けて情報発信に努力しています。

あわせて企業版ふるさと納税につきましても、八雲町に関係のある企業に対して、積極的なPRに努めているところであります。

昨年から世界的に猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症も、ワクチン接種で収束がみえるかと思っていたところでありますが、変異したデルタ株の拡散によって、感染拡大が続き、現在も緊急事態宣言が19都道府県に、まん延防止重点措置が8県に発令されており、なかなか収束が見えない状況となっております。

この新型コロナウイルス流行拡大により国内経済はもちろん、町内経済にも大きな影響を与えております。特に、飲食店やホテル・旅館業などが大きな打撃を受け、国・道の支援と合わせて、町も独自の支援策を講じているところでありますが、収束が長引けば、年末に向けて更なる支援策が必要になるのではないかと考えているところであります。このような状況から、ワクチン接種を急ぎたいところでありますが、国の供給不足から、希望者に対して2回の接種が終了するのは、1月初旬の見込みとなっております。

八雲町の経済は、基幹産業である一次産業に活気がなければなりません。特に、ホタテ養殖漁業がここ数年来、原因不明のへい死や稚貝の不漁による生産量、生産額ともに落ち込んでおります。今年は、今のところ生産量で1割、価格も6割ほど増加していることから、今後の水揚げに期待しているところであります。

いずれにしましても、2期目4年間の実績を述べるができるのも、議員皆様の方強いご支援と適切な判断、そして、町民皆様のご理解とご協力によるものと、改めて深く敬意と感謝を申し上げます次第であります。

聞くところによりますと、議員皆様のうち、体調不良のお一方を除いては、引き続き再選を目指して立候補の意思を固めているようであり、誠に頼もしく心強い限りであります。

皆様のご検討をお祈り申し上げますとともに、再選され、八雲町進展のため、ご活躍くださるようご期待を申し上げます。

なお、私も許されるのであれば、三度、町民の審判を受け、町政のかじ取りを任せていただき、皆様とともに山積する課題を解決しつつ、町民の幸せと八雲町の更なる発展のため、一意専心取り組む覚悟であります。今後とも、温かいご支援、ご指導をお願い申し上げます次第であります。

ここに任期中、最後の町議会定例会の閉会にあたり、あらためて議員各位のご精励とご

抱懷に心から敬意と感謝を申し上げ、お礼のご挨拶といたします。誠にありがとうございました。

◎ 議長挨拶

○議長（能登谷正人君） 今任期中の最後の定例会にあたりまして、私からも一言、ご挨拶を申し上げます。

9日から始まりました本定例会は、新型コロナウイルス感染症、緊急事態宣言下での開催となり、感染拡大防止のための対策を講じ、本日までの7日間にわたり開催され、4人の議員による一般質問が行われ、また、令和2年度決算認定をはじめ、諸議案に対し、慎重なご審議をたまわり、本日、すべての議事が終了いたしました。これも、決算特別委員会正副委員長及び議員各位、並びに町理事者と関係職員皆様の、終始真剣なご審議によるものであり、議長として厚くお礼を申し上げます。

なお、本会議及び決算特別委員会において、議員各位から述べられました意見等につきましては、十分尊重され、今後の町政運営に反映されますよう、お願い申し上げます。

議員各位におかれましては、今期4年間、町民の信託を受けた代表者として、その重責を全うされ、町政運営にご尽力賜りましたことに対し、重ねてお礼を申し上げます。

私事で大変恐縮と存じますが、この4年間、八雲町議会議長という大任を務めさせていただきましたが、大過なくその職責を全うすることができましたことは、議員各位の絶大なご支援、ご協力の賜物であり、そして、町理事者並びに関係職員の皆様のご協力によるものと、深く感謝申し上げます。

さて、我々議員も、町長同様に、今任期がまもなく終了いたしますが、これまで、開かれた議会、わかりやすい議会実現のため、議会報告会や一般会議を開催し、常に町民の目線に立ち、町政に意見を反映させてきました。現在は、コロナ禍で、諸会議を開催できない状況ですが、これからも、開かれた議会、わかりやすい議会をモットーとし、議会基本条例に則り、議会運営をしていただきたいと思います。

議員各位におかれましては、10月に選挙戦が待ち構えておりますが、健康に十分注意され、町民の生活向上のため、一層のご尽力を賜りますことをお願い申し上げ、任期最後の定例会の挨拶といたします。誠にありがとうございました。

◎ 閉会宣告

○議長（能登谷正人君） これをもちまして、本定例会に付議された案件は、すべて議了いたしました。

よって、令和3年第3回八雲町議会定例会を閉会いたします。ご苦労様でした。

[閉会 午後 0時14分]